

令和5年度 第2回

適正化事業諮問委員会 議事録

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター
令和5年度 第2回適正化事業諮問委員会 議事録

1 日 時

令和6年3月5日（火） 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所

埼玉県トラック総合会館5階 中会議室

埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-299-3

3 議 題

第1号議案 令和6年度事業計画、収支予算及び資金計画について

第2号議案 令和6年度負担金の額及び徴収方法について

4 出席者 委員総数5名 出席委員5名

岩倉委員長、井上委員、小野委員、川中子委員、青山委員

理事2名

縫島常務理事、島田理事

オブザーバー3名

関東運輸局自動車交通部旅客第一課 生田貸切係長

関東運輸局自動車監査指導部 清家次席自動車監査官

関東運輸局自動車監査指導部 大幡自動車監査官

事務局2名

小倉総務担当首席、大柴総務担当職員

5 会議の概要

(1) 定足数の確認及び議事録署名人の選出

岩倉議長が挨拶後に開会を宣し、本諮問委員会は、適正化事業諮問委員会規程第6条の定足数を満たしていることにより成立した旨を告げた。

議事録署名人として、議長及び青山委員を全員一致により選出。

(2) 議案の審議状況及び議決結果

(決議事項)

議長の求めに応じ、事務局から、令和6年2月21日付けで根本理事長より提出のあった諮問書の内容（第1号議案、第2号議案）について説明。

第1号議案 令和6年度事業計画、収支予算及び資金計画について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の14に規定する令和6年度事業計画書（案）、センターの巡回指導業務の一部を地方バス協会に委託する契約書（案）について、また、収支予算（案）及び資金計画（案）について、配布資料に基づき説明を行い、併せて、配布資料により資金調達及び設備投資の予定がないことを説明。

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり。

（議長）収支予算書と資金計画表の人件費に差異があるのはどうか。

（事務局）資金計画表の人件費については、支出の発生する6月の賞与支給額のうち引当金からの4ヵ月分の額と6年度の定年退職者2名分の支給額が含まれております。

（川中子委員）事業計画の一番後ろのページに苦情処理体制の整備の項目で、電話及びインターネットで受付しとあるが、今までも電話等で受付していたという理解でよろしいか。

（事務局）その通りである。

（川中子委員）令和5年度の苦情・要望等のあった3件は具体的にどのような内容か。

（事務局）旅客からの苦情・要望等はなく、一般のドライバーから追いつめや渋滞中の割込み、道を譲らない等の交通マナーに関するものであり、貸切バスだけでなく路線バスも含まれていた。

（青山委員）外国人旅行者が増えている状況であるが、貸切バスを利用する情報はある程度はツアーからになると思うが、慣れてきた方たちは、個人旅行が多くなっていると聞く、どの位の見通しで見ているのか。また、巡回指導に関して従前から日本バス協会の安全性評価認定制度とリンクして効率化に向けようやく実施する方向になってきたと思うが、何か対応の準備をしているのか。

（縫島常務理事）インバウンドについては、中国からまだ団体旅行者は戻っていないが東南アジア等を含め多くなっている。コロナ前に比べると観光地に賑わいが戻っており、巡回先の事業者の情報から更に増えると考える。

巡回指導の重点化については、前年度から話はあったが関東は取扱いが1年免除となった。6年度から本格的に実施することとなったが、まだ正式な通達が発出されていない。指摘の多い特定の営業所で評価がCないし運賃違反があった営業所に加え4月

からのデジタルタコグラフの導入等で指摘があれば、改善報告があつてから3カ月後に再巡回指導を実施する。一方優良営業所に対する特例として、三ツ星の認定を受けている事業者で過去2年間指摘のない営業所は巡回指導を免除すると掲げている。センターの試算では2月までの数字で450の営業所のうち指摘があつて再巡回に該当する営業所は約150件で、免除の該当は約13件であった。栃木県や茨城県も再巡回が多くなる見込みである。再巡回を見込んで予算は組んでいるが、現在の人員で予算内に収まるよう効率的に実施したい。全国的にみると免除と再巡回が半々くらいの数字になるがセンターは再巡回の回数が増えている。

(青山委員) 地域によっては負担が軽くなる場所もあるが、センターは逆に負担が重くなる訳ですね。150も指摘の多い事業者があるということなのか。

(縫島常務理事) その通りである。全国から見ると関東は突出している。

(議長) 2024年問題、36協定の関係でインバウンドが増加すると今までと比べて事業計画に何か追加する必要はないのか。特別気にしなくて良いのか。

(縫島常務理事) 今回の事業計画書は、考慮しつつ様子を見ることとした。

審議の結果、全員一致で承認。

第2号議案 令和6年度負担金の額及び徴収方法について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の15の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する令和6年度負担金の額及び徴収方法(案)について、配布資料により説明。

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり。

(議長) 毎年負担金の額が変わると、事業者から説明を求められたいかないのか。

(事務局) 過去に負担金の額が大幅に増加した時に、事業者から問い合わせが多くあったが、多少の増減ではない。

(青山委員) 再巡回指導に該当する事業者にコストの負担を求められないか。

(事務局) 年間の負担金の中での対応となる。

(縫島常務理事) 年度予算以外に負担を求めることはできない。

(議長) 問題のある事業者は公表してもらいたい。

(縫島常務理事) 再巡回指導を実施して同じ様な指摘があれば、支局が監査に入り最終的には公表されることとなる。

(青山委員) 需要が少ない時は良い事業者が選ばれるが、問題のある事業者でも需要が増え車が足りなくなれば仕事に来る可能性がある訳でその辺りが心配である。頑張っている事業者が報われるべきである。

(議長) 安全性評価認定制度と連動している訳ではないのか。

(青山委員) 貸切バス事業者安全性評価認定制度は、三ツ星から五ツ星にする等もう少し厳格化する改正を進めている。審査する内容がセンターの巡回指導と重複している部分があるのでお互いに調整してもらいたいと意見を伝え「検討する」となっているが、結果はまだ分かっていない。

(島田理事) 安全性評価認定制度の内容は少しステップアップする気がするが、優良事業者で三ツ星を持っていて2年間指摘のない事業者は巡回指導の頻度軽減で1回免除となる。評価認定も営業所に対して三ツ星等であれば分かるが、実際には評価認定の際に書類を審査して最終的に評価するが、あくまでも事業者しか見ていない、評価認定は営業所単位ではないので評価認定と優良とは必ずしも一致しない感じがする。場合によっては5つ営業所があつて1つは良いが4つは少し悪い場合でも、1つの良い営業所の評価で全ての営業所を優良と評価してしまう。そういった点が課題として残っている。

(青山委員) 安全性への目的は同じだと思うが、性格が少し違うかも知れない。項目が似て非なるものがあつて、別々の組織が入って調査していることに関して、第三者から見ると非効率ではないかと思う。もっと効率的にできれば良いと思う。

(島田理事) 昨年巡回指導に行った事業者が、明日は評価認定の訪問審査があるとの話があつた。その辺りが調整出来て巡回指導の実施結果が日本バス協会へ報告されて安全性評価認定に反映できれば良いと思うが難しい面がある。

(井上委員) 国が動いているものと違い、民間団体が実施しているものとは差がある。

(青山委員) 民間は国のように取り締まる権限もない。

(島田理事) 例えば巡回指導で違反項目があつたら、次に日本バス協会がその項目に対して問題な部分があれば是正して評価認定に反映させるかたちが取れば良いと思うがなかなか難しい。

審議の結果、全員一致で承認。

議長から、第1号議案、第2号議案に係る答申書（案）のとおり理事長あて答申することを決定した。

（報告事項）

（1）規程の改正について

事務局から配布資料に基づき「就業規則」及び「非常勤適正化事業指導員の就業に関する規程」の改正について配布資料に基づき報告を行った。

（2）巡回指導実施状況について

配布資料に基づき巡回指導の実施状況について報告を行った。

（3）令和5年度負担金の納付状況について

事務局から配布資料に基づき令和5年度負担金の納付状況について報告を行った。

以上をもって、議案の審議等を終了し、諮問委員会を閉会。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

令和6年3月5日

議事録署名人 議 長 岩 倉 成 志

議事録署名人 青 山 佳 世